

(企業名)

(代表者職氏名) 殿

「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するため、労働者の意欲や能力が一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、女性をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

我が国の労働時間の状況をみると、労働者1人平均の総実労働時間は1700時間台まで減少してきているものの、近年の主な減少要因はパートタイム労働者の比率の増加によるものであり、いわゆる正社員等一般労働者の総実労働時間は依然として2000時間台で推移しています。また、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は近年低下傾向にあるものの、依然として1割弱で推移しています。

こうした長時間労働等の現状が、労働者の健康確保上の問題を招き、また、女性が働き続けることや人手不足分野における新たな雇用の障害になっていることが懸念されます。

平成26年6月24日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」におきましても、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が明記されるなど、長時間労働対策の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題となっています。

さらに、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした（中略）魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられています。

長時間労働の抑制等をはじめとする「働き方改革」は、同法の基本理念に則り、仕事と生活の調和の実現に向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」に資するものであり、当県内の社会経済の維持・発展にも繋がります。個々の企業におきましても、労働者の心身の健康を確保し、仕事と生活の調和のとれた労働者満足度の高い雇用の場を提供することは、職場のトラブルを回避し、中長期的に労働力を確保するばかりでなく、労働生産性を向上させる上でも重要なことです。

そこで、鳥取労働局においては、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、1月15日に私（鳥取労働局長）を本部長として「鳥取労働局 働き方改革推進本部」を設置したところです。

働き方改革推進本部においては、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめ、人手不足分野等における雇用環境の改善、女性の活躍推進といった「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組むこととしています。

具体的には、私をはじめとした鳥取労働局幹部が県内企業を訪問し、働き方改革に向けた取組を要請するとともに、各企業における事例を収集し、厚生労働省のポータルサイトを通じて県内の取組を全国に発信することによって、地域における働き方改革の気運の醸成を図ることとしています。

つきましては、貴職におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、時間外労働を始めとした拘束度の高いこれまでの労働慣行を見直し、貴職の発意によって下記の取組を推進していただきたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

要請内容

(1) 法定労働条件の履行確保を前提とした上で、貴社の実情に応じた長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方の見直しに向けた取組をお願いします。

なお、鳥取労働局の「働き方改革」には、以下のような取組が含まれるものです。

- ・長時間労働の抑制（所定時間外労働の削減）
- ・年次有給休暇をはじめとする休暇の取得促進
- ・勤務地や勤務時間を限定した「多様な正社員」制度の導入
- ・テレワーク導入などによる勤務場所・勤務時間に柔軟性を持たせる取組
- ・「朝型の働き方」などの始業・終業時刻の見直し
- ・その他働きやすい職場環境の整備や雇用管理の取組（男性の育児休業の取得促進、福利厚生制度の充実等）

(2) 貴社で実施されている取組事例について、都道府県労働局のホームページや厚生労働省のポータルサイトに掲載するなどにより、情報発信させていただくことについて、御理解・御協力をお願いします。

平成 27 年 月 日

鳥取労働局長 河野 純 伴